

# 公益財団法人札幌スキー連盟定款

## 目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条～第 2 条)	1
第 2 章 目的及び事業 (第 3 条～第 4 条)	1
第 3 章 資産及び会計 (第 5 条～第 9 条)	1～2
第 4 章 評議員 (第 10 条～13 条)	2～4
第 5 章 評議員会 (第 14 条～21 条)	4～5
第 6 章 役 員 (第 22 条～第 29 条)	5～6
第 7 章 理事会 (第 30 条～第 37 条)	7
第 8 章 定款の変更及び解散 (第 38 条～第 41 条)	8
第 9 章 広告の方法 (第 42 条)	8
第 10 章 事務局 (第 43 条)	8
第 11 章 補 則 (第 44 条)	9
附 則	9

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人札幌スキー連盟という。

2 この法人の英語表記は、「Ski Association of Sapporo」(略称「S.A.S.」)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、札幌市におけるスキー団体を統轄し、これを代表する団体として、スキーの普及及び振興を図るために必要な事業を行い、もって市民の心身の健全な発達とスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 宮様スキー大会国際競技会をはじめとするスキー競技会の開催と選手の競技力向上及び育成
- (2) スキーの講習会、検定会を開催するスキー学校の運営
- (3) スキー指導者の養成及びその資質・技術の向上を図る事業
- (4) スキーの普及振興及びスキー技術・競技会に関する調査研究
- (5) スキー功労者の表彰
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会が決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとし、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に、評議員 23 名以上 27 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の団体の同一理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務の執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同上第3に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）  
又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選する。

(定足数)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を

除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし副会長及び専務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長、顧問、参与)

第29条 この法人に、評議員会の総意をもって名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

### (構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

### (招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

### (議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

### (定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立する。

### (決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (委員会)

第 37 条 この法人に、総務、競技及び教育の各専門委員会及び必要な委員会を置く。

- 2 前 1 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める業務執行規程による。
- 3 各委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 41 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は札幌市内で発行されている日刊新聞に掲載する。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 43 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び必要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局執務規定による。

## 第11章 補 則

(規程等)

第44条 この定款の規定を実施するため必要な細則は、理事会の決議によって定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年10月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日（平成25年9月30日）を事業年度の末日とし、設立の登記日（平成25年10月1日）を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長（代表理事）は伊藤義郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員（25名）は、次に掲げる者とする。

網野 正信	安藤 英征	飯沼 守	池田卯一郎	井上 耿
岡本 英男	小山内理修	川本 謙	久保 守	小松 義紀
金野 文隆	坂井 彰良	志賀 義男	島谷 博幸	高橋 稔
竹内 淳一	田中 宏幸	中川 昭一	中田 邦雄	廣澤 伸昭
松浦代志文	宮下 裕志	村上 隆一	山田 晃司	渡辺 幸広

- 5 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事（25名）

（代表理事）

伊藤 義郎

（業務執行理事）

佐藤 宣男	小林 俊勝	和田 明	工一 彰雄	正木 啓三
-------	-------	------	-------	-------

（理 事）

河野 俊一	相馬 真悟	石田 淳一	上杉 尹宏	斉藤 智治
-------	-------	-------	-------	-------

西川 亮	高橋 雅彦	沖田 宏之	池田 幹雄	吉田 茂
------	-------	-------	-------	------

江川 淳	大原 敏史	押切 孝志	相原 博之	工藤 哲史
------	-------	-------	-------	-------

尾形 修	登山 一成	工藤 宣昭	高田 伸博	
------	-------	-------	-------	--

監事（2名）

井幡 篤憲	吉澤 織夫
-------	-------